

落札後の注意事項

公売物件種別項目	動産	自動車	不動産
危険負担	買受代金を納付した時点で落札者に危険負担が移転します。したがって、買受代金の納付後に発生した財産の破損、盗難、焼失などの損害の負担は、落札者が負う事になります。		
瑕疵担保責任	岡山市は公売物件に対して瑕疵担保責任を負いません。		
引渡条件等	公売物件は、落札者が買受代金を納付した時点の状況で引渡します。		公売物件は、落札者が買受代金を納付した時点の状況で権利移転します。
返品・交換	落札された物件は、いかなる理由があっても返品，交換出来ません。		
執行機関の引渡義務	「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡しを受ける場合、岡山市は「売却決定通知書」を落札者に交付する方法により公売物件の引渡しを行います。落札者は「売却決定通知書」を保管人に提示して公売物件の引渡しを受けてください。当該保管人が現実の引渡しを拒否しても岡山市は現実の引渡しを行う義務を負いません。	「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡しを受ける場合、岡山市は「売却決定通知書」を落札者に交付する方法により公売物件の引渡しを行います。落札者は「売却決定通知書」を保管人に提示して公売物件の引渡しを受けてください。当該保管人が現実の引渡しを拒否しても岡山市は現実の引渡しを行う義務を負いません。 落札者は、自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などが対象財産を管轄する運輸支局などと異なる場合などには、落札者の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などに当該自動車を持ち込んでいただくことが必要です。	岡山市は引渡しの義務を負いません。公売物件内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡しなどは全て落札者自身で行ってください。また、隣地との境界画定は、落札者と隣地所有者との間で行ってください。
保管費用	買受代金を納付する時に公売物件の引渡しを受けない場合は、保管費用がかかる場合があります。		
落札者(最高価申込者)決定後、公売保証金が返還される場合	買受代金が納付されるまでに公売物件にかかる差押徴収金の完納の事実が証明された場合は、物件を買受けることができません。この場合は、納付された公売保証金は全額返還されます。 落札者が買受代金の納付前に滞納者などから不服申立てなどがあった場合は、公売の手続は停止します。公売手続が停止となった場合は、落札者は買受を辞退できます。この場合は、公売保証金は全額返還されます。		